

シャン、カレンニーの帰属問題（1942～1943年） —東条政権の「新政策」は反映されたのか—

武島 良成

Shan and Karenni Attribution Issue: 1942-1943: Was the “New Policy” of the Tojo Administration Related there?

Yoshinari TAKESHIMA

Accepted November 9, 2022

抄録：日本軍は1942年にビルマに攻め込み、シャン、カレンニーをも制圧して軍政を敷いた。1943年8月にビルマを「独立」させた時には、シャン、カレンニーを一旦手元にとどめ、12月末にビルマに編入した。この措置は、東条英機政権が遅ればせながら「新政策」（任せられる部分を現地人に委ねる政策）をシャンにも適用したものだっただろうか。仮にそうだったとして、東条や河辺正三は一連の措置にどのように関わったのだろうか。また、ビルマ政府は、編入されたシャンとカレンニーに実際に影響を及ぼせるようになったのだろうか。本稿ではこれらの問題を検討する。

索引語：シャン、カレンニー、東条政権、河辺正三、太平洋戦争

Abstract: In 1942, when Imperial Japanese army invaded Burma, they conquered Shan and Karenni, and established a military government. When “independence” was granted to Burma in August 1943, Japan temporarily kept Shan and Karenni under its control, and incorporated them into Burma at the end of December. Was this measure a belated application of the “new policy” (a policy of entrusting local people with some administrative tasks) by the Hideki Tojo administration to Shan? Even so, how were Tojo and Masakazu Kawabe involved? Moreover, has the Burmese government been able to influence Shan and Karenni, which were incorporated into Burma later? This article will examine these issues.

Key Words: Shan, Karenni, Tojo-administration, Kawabe Masakazu, Pacific war

1. はじめに

筆者は2020年の『「独立」ビルマと「大東亜共栄圏」¹⁾』で、東条英機政権が「新政策」の一環としてビルマを「独立」させ（1943年8月）、現地（人）に任せられる部分を委ねていったことを示した。その際、東条が旧知の河辺正三^{まさかず}中将をビルマ方面軍司令官として送り込み、現地軍の反対を抑えようとしたことを指摘した。2022年の「バモオ小伝」では情報を補い、大戦

前から大戦期のビルマをバモオ（アディパティ（国家代表））を軸とした通史の形にまとめた²⁾。この論稿はコラム形式であり注釈を付けていないが、必要に応じて典拠史料を示す予定である。

以上の研究の一方で、東条政権が、シャン（現在のビルマ国の東北部）の東端部をタイ国に譲与したことや、東端部以外のシャンとカレンニーを「独立」時にビルマから切り離したことも知られている。いずれもビルマの領土縮小と捉え得る措置であり、ビルマ（人）に配慮する「新政策」と矛盾するようである。もっとも、東条政権はこの後の1943年12月末にシャン（東端部以外）とカレンニーをビルマに編入した。そのことが、遅ればせながら「新政策」を適用したものだったのか、仮にそうだったとして、ビルマ政府（バモオ政府）が実際に影響を及ぼすことができるようになったのかが問われよう。筆者は「新政策」のキーマンとして東条（首相・陸相）や河辺を想定したが、彼らがこの件にどのように関わったのかも追究するべきである。本稿では、南方軍やバモオの動きも視野に入れて、シャン、カレンニーの帰属問題を検討する。

先行研究で、シャン、カレンニーと「新政策」の関係を正面から取り上げたものはほとんどないが、次の論稿が近接するテーマを扱っている。その1は、1967年の太田常蔵『ビルマにおける日本軍政史の研究』である。同書は、シャン、カレンニーでの軍政や分離・編入の経過を一通り叙述している。同書の主題は1943年7月までのビルマ（本土）の軍政であり、東条政権と現地軍のやり取りを検討するものではない。それでも、バモオ政府が1944年1月に「土侯」の権限を制限する「新施策」を打ち出したことなど、今日改めて注目すべき指摘も行っている³⁾。この件は「3」で触れる。その2は、1999年の村嶋英治「タイの歴史記述における記念顕彰本格的性格」である。同稿は、タイ国軍がシャンに侵攻しようとするのを日本軍が抑制したことを明らかにするなど⁴⁾、防衛庁が編集した戦史叢書を補完する優れた研究である⁵⁾。だが、日本のシャン、カレンニーの扱いを論じているわけではない。

以上の研究の後、2016年に大堀宙が「大東亜共栄圏」における「民族」と「自決」を発表した⁶⁾。この論稿が、本稿の主題に最も近い研究である。大堀の主張は次の2点に集約される。①日本がタイ国軍の出兵を抑制したのはタイの自主の侵害である。②日本はシャンの「土侯」がビルマへの併合を忌避するのを無視するなど、諸民族の主体性や自決への理解が欠けていた。ただ、①は主権国家同士でも通常見られる行為である。②についても、「少数民族地域」をビルマに組み入れたことを、日本の民族自決への対応として直ちに一般化できるわけではない。それに、日本の対応がコミュニケーションギャップや誤解、軍政と軍令の対立などに規定されていたことを十分に捉えていないのも気になる。

本稿では、視点をビルマの主権をめぐる政治的駆け引きに置き、シャン、カレンニーの件を「独立」ビルマへの配慮という観点を重視して検討する。史料については、村嶋は『杉山メモ⁷⁾』などの刊本だけでなく日本の防衛省防衛研究所戦史研究センターが所蔵する陸軍関係者の日誌を駆使している。大堀も、河辺正三の日誌を1か所で引用し、アジア歴史資料センターで公開されている外務省文書も使っている。本稿ではそれらを踏まえつつ、省部の要人だった田中新一、真田穰一郎らの日誌⁸⁾、外務省がまとめた説明資料などを新たに使う。編入前・編入後のシャンに関わるビルマ語史料も新たに使用する。

そして以下「2」で、まずシャンとカレンニーの来歴を紹介する。さらに、シャン領有論が1942年に従来考えられていた以上に強まったことを指摘する。ところが1943年2月に、磯村たけすけ武亮大佐（第15軍参謀副長兼軍政監部総務部長）がビルマ人の一般的な感覚がビルマとシャン

の一体化を求めるものであり、シャン住民もそれに反対していないと報じ、第15軍としても「合体」を希望する旨述べた。この要請を受けて、東条英機政権はシャン東端部をタイに移譲し、シャン（東端部以外）とカレンニーをビルマに編入することにした。だが、日本領化にこだわる南方軍（東南アジア一帯を担当する総軍）が反対したので時間がかかり、タイへの通告は7月3～4日になり、ビルマへの通告は翌5日になった。この時に、ビルマ方面軍もビルマ人に配慮して移譲の先延ばしを主張したため、8月1日の「独立」時にはシャン、カレンニーを暫定的にビルマから切り離したのだった。

次いで「3」で、バモオがシャン、カレンニーのビルマへの編入を公表するようビルマ方面軍司令官の河辺中将らに訴え（8月30日）、河辺がそれを取り次いで陸軍省に意見具申をしたことを指摘する。陸軍省は具申を一旦退けたが、東条（首相・陸相）が逆転させて認めたのだった。しかも東条は、編入を公表しただけでなく、11月下旬に「合体」を完了させようとした。ただ、スケジュール上無理だったために編入は12月末になった。編入の実施は、主権が名目的にビルマに移動したということではなかった。バモオ政府は日本軍の要請を退けて、シャン、カレンニーの「土侯」制度の改編に動き出した。そして、統治制度の基軸について日本側の希望を覆したのだった。以上の検討を踏まえ、「4」で小括と考察をする。なお、図1としてシャン、カレンニーとその周辺を図示したので参照されたい。



図1 シャン、カレンニー周辺図

2. ビルマ「独立」とシャン、カレンニーの分離

(1) シャン、カレンニーの来歴

英国は1885年末にコンバウン朝を滅ぼし、その後も平定戦を続けてビルマと周辺部を植民地インドに組み込んだ。シャン人の「土侯」が支配するシャン地区については、「土侯」制度を残

したまま表定地域 (Scheduled district) と名づけてビルマ州の弁務官の管理地とした。カレン人の「土侯」が支配するカレンニー地区は、インドの「土侯」国として扱うことにした⁹⁾。その後英国は、1937年に「ビルマ統治法」を施行し、英国人であるビルマ総督の下でビルマ人が内閣をつくることを認めた。だが、諸民族が多く住む山岳部には適用せず、シャンやカレンニーを総督の直轄地とした。同法が規定するビルマの初代首相となったバモオは、シャンやカレンニーがビルマの一部だという意識を強く持たなかったようである (後述)。それはこのような経緯の反映だったと言える。

一方、タキン党 (ビルマにおける若い世代の民族主義グループ) は、シャンの活動家と連携してビルマの独立を唱えており、シャンとの一体化を目指す意識が相対的に強かった。もともと、ビルマ社会主義計画党 (創設者のネーウィンはタキン党の一員) の公的性格を持つ歴史書によると、タキン党の第4回全国大会 (1939年4月) の時点で、シャン、カレンニーにおける支部はカローにしかなく、同年12月の全国指導者会議の時のリストには、シャン、カレンニーの支部は載っていない。1941年後半のタキン党の地下革命組織のリストにもシャン、カレンニーのものはない¹⁰⁾。ビルマ社会主義計画党の別の歴史書も、戦前はシャンに (政治) 組織がなかったとしている¹¹⁾。さらに、シャン人のボウ・クンピューも、アウンサン (タキン党書記長) がシャンの学生運動指導者のことを気にしながらも、その行方を掴めていなかったエピソードを記しており¹²⁾、シャン、カレンニーとタキン党の連携は過大視できないことになる。

太平洋戦争が始まると、日本軍 (第15軍) はビルマに侵攻し (1942年1月)、5月末までにシャンやカレンニーをも占領した。日本はビルマ「本土」の統治については、軍政部 (後に軍政監部) が大綱を定め、バモオの行政府に収税や警察・教育などの業務を任せる態勢をとった。バモオはシャンを管轄することも希望したが、第15軍は「急変を避け」る趣旨でこれを退けた¹³⁾。そして元の総督直轄地は侵攻した各部隊が行政を担うことになった。ただ、シャンとカレンニーは各隊の手に余る大きな地域だったために、11月に両地区を管轄するシャン州政庁を設置した。そして、同政庁に勤務する日本の軍民が、「土侯ノ地位及権限ヲ認メテ之ヲ活用」しつつ行政を担うことにした¹⁴⁾。

日本は一方でタイ国を懐柔するために、1940年以来同国の「失地回復」を認める方針をとっていた。タイ人 (タイ族) はシャンに多く住むシャン人 (シャン族) に近く、英領になっていた同地の「回復」を望む向きがあった。そこで太平洋戦争の開戦後、第15軍はピブーン国軍最高軍司令官 (兼首相) と「日泰協同作戰要綱」を結び、タイ国軍のシャンへの出兵を促した。だが、この措置を参謀本部作戰課の辻政信中佐が「「タイ」ニオベツカヲ言フ勿レ」と批判し¹⁵⁾、南方軍もタイ国軍が敗退することを恐れて押しとどめた。南方軍は、第15軍がシャン西部をほぼ制圧した1942年5月5日に、ピブーンらと「日泰両軍協同作戰ニ関スル追加協定」を締結し、ようやくシャンへの出兵を認めた¹⁶⁾。大本営政府連絡会議も、9日にタイ国軍の「北部「サルヴィン河」以東「カレン」州 (含マス) 以北ノ「ビルマ」地域」への侵攻を是認した。対象地域はシャンの東端部のチャイントン (ケンタン)、マイントン、ワなどに当たる。ただし、日本はフリーハンドを確保するために、タイ国による併合をすぐには承認しないことにした¹⁷⁾。

併合をすぐに認めなかった理由の中には、日本が「大東亜縦貫鉄道」の一環として、仏印からチャイントンを通り中部ビルマに至る路線を思い描いたことも含まれていた。大東亜建設審議会の第8部会は、5月22日、29日に「大東亜縦貫鉄道」の建設を提案した¹⁸⁾。シャン州東

端部を通る鉄道もその一環として構想されていた。仏印北部～シャン～中部ビルマというルートは、南方軍の榊原政春中尉の日誌や¹⁹⁾、陸軍省軍務課長だった佐藤賢了少将の説明²⁰⁾に現れる。8月中旬に竹下正彦少佐（第15軍作戦参謀）が陸軍省・参謀本部の要人に行った説明にも、「「ケンタン」ノ帰属問題 ○国防交通政策（大東亜）」という内容が含まれていた²¹⁾。日本がシャン東端部のタイ領化をすぐに認めなかったのは、チャイントンを通る鉄道への影響を懸念したからでもあったことになる。

ともあれ、タイ国軍は5月10日からシャン東南端に侵攻を始め、チャイントン、マイントンの中心地域を占領した。だが、道路が整っておらず、病気の蔓延もあり山地への侵攻は滞った。ようやく1943年1月にチャイントン東北方の中国との国境に到着したが²²⁾、北方のワには進まなかった。日本のシャン州政庁はワなどを管轄外としたために、一部に政治の空白地帯が生じるようになった²³⁾。

（2）シャン州政庁の統治と「独立」ビルマからの除外

日本は、シャン州政庁の長官に秦雅尚^{まさひさ}予備役中將を起用した。秦は1942年9月末にシンガポールに到着したが²⁴⁾、ラングーンで発病し着任できなくなった。1943年2月になって、谷藤長英予備役少将が着任したが、ビルマ方面軍（第15軍の上部組織として3月に新設）や職員たちと意見の齟齬があったためか罷免された²⁵⁾。そして、6月末に西村琢磨予備役中將が着任したのだった。このように長官の着任は遅れ、しかも交替を重ねた。軍政要員も「人員払底」という有様であり、特に技術者が足りずインフラの復旧・整備が滞った²⁶⁾。経済部の軍属・成松俊男によると、戦前に北シヤンの林業の拠点だったラーショーで林務を担当したのは、成松とシヤン人一人だけであり、雨季明け頃（1943年10～11月頃）にようやく2人の技術者が追加されたという²⁷⁾。

これがシヤンの実情だったが、内地やラングーンの日本人は、シヤンが冷涼で暮らしやすく、日本人と風習も似ていると考えて夢を被せた。この点について大堀宙は、第15軍軍政顧問の桜井兵五郎^{ひょうごろう}が1942年に唱えた領有論を紹介している²⁸⁾。大堀は指摘していないが、シヤンに日本の勢力を扶植すべきという主張は、大陸浪人の国分正三^{しょうざう}（元海軍大尉、大亜細亜協会のメンバー）をルーツとしていた。国分は大正期には、中国の雲南省に親日勢力を育むことを第一に考えていた。国分は大正末期から数年間、雲南省の「裏玄関」であるシヤンに住み、以後は日本人のシヤンへの移住を促すようになった²⁹⁾。その後ラングーンに移り、1940～1941年に日本軍の引き込み工作やタキン党員の脱出に関わったのである。この他に、在留邦人の山田秀蔵も、1942年初頭からシヤンへの移住を促す言論・著述活動を始めていた³⁰⁾。

1942年6月下旬には、第15軍参謀副長（兼軍政部長）の那須義雄大佐が陸軍省・参謀本部の首脳に、「「シヤン」地方資源気節 民族共ニ日本領ヲ可トスヘシ」と報告した³¹⁾。8月中旬には、第15軍作戦参謀の竹下正彦少佐が、陸軍省・参謀本部の要人に対し、「シヤン州（農、牧耕、石炭ノ大部）直轄。日本人ヲイル」と説明した³²⁾。当時、参謀本部第1部長だった田中新一中将はこの記事を、「シヤン州（農牧耕、石炭の大部）日軍直轄とし必要の日本人を入れる意向なり」と説明し直している³³⁾。田中が言うようにシヤン（州）の農業にテコ入れするのなら、特定の施設だけでなく同州を広く日本領にすることになる。参謀本部軍政課長だった櫛田正夫大佐も、竹下がシヤンを除いてビルマを「独立」させる構想を述べたと書いている。つまり、シヤ

ンを日本の手にとどめるということである。その際に竹下は、シャン人がビルマ人の下に立ちたくないと思っていると述べたという³⁴⁾。これらのように、シャンを日本の手元にとどめて領土にする構想は、1942 年中期以後陸軍中央で真剣に思い描かれたものだった³⁵⁾。

この後、東条政権は南方軍との意見調整を済ませて、1943 年 1 月にビルマを「独立」させることを決めた。「独立」の日は同年 8 月 1 日を予定した。その際、シャンやカレンニーについては「独立」ビルマに入れないことにした。大堀は大本営政府連絡会議がその理由を、「民族ノ歴史」と「同地域（武島注：シャンやカレンニーのこと）土侯及住民ノ熱望」によるとしたことを紹介した³⁶⁾。確かに「土侯」には、編入への不安があったようである。シャン州政府に勤務した土生勤と成松俊男も、編入を嫌がる「土侯」たちの発言や動静を記している³⁷⁾。第 18 師団参謀長だった横山明大佐は、1943 年 2 月 9 日までに 4 人の「土侯」を集め、シャンの取り扱いを別途考慮していることを伝えたという³⁸⁾。これは不安を取り払うための措置だったことになる。ただ、那須や竹下の報告・提案からして、シャンやカレンニーをビルマに入れなかった背景には、領有論の高揚という要因もあったはずである。

行政府長官のバモオは、ビルマに編入しないという発表に表立って抗議しなかった。バモオは 1942 年段階でもアジアの諸民族の提携を促す発言をしていたが、シャン人（族）やモン人（族）を中国、タイ、アッサム、マニプルの人々と並べ、ビルマ人（族）と「同じ血」が流れているのに戦争を繰り返してきたと述べていた³⁹⁾。「同じ血」と言っても同じモンゴロイドという程度の括り方であり、バモオはシャンを諸外国に近いものと位置づけていたことになる。バモオの消極性や半ば外国とする意識は、この後の 1943 年 7 月・12 月の対応からも窺える（後述）。他方、タキン・トゥンオウツ（元 30 人志士、行政府の交通灌漑部長）らはバモオの姿勢を批判した⁴⁰⁾。タキン党はシャンの活動家と連携したことがあり、同地をビルマと一体のものと考えていたのである。

(3) チャイントン、マイントンの譲渡の決定

「独立」許容の声明後、1943 年 2 月 18 日に磯村武亮大佐（那須の後任の第 15 軍参謀副長で、軍政監部総務部長を兼任）が東京の参謀本部で情勢報告を行った。磯村は、「ビルマ人ノ常識シャンハ当然ビルマノモノト考ヘアリ」「現地軍ノ意見トシテハ“近キ将来ニ於テ緬甸トシャンヲ合体セシメラレ度”」と述べた。さらに、「（土侯トシテハ緬甸ニ入ルト損失ナリ、シカシ真相ハ然ラス）殊ニ民衆ハソンナコダハリタル考ハ所持セヌ」とした⁴¹⁾。この説明は東条政権や軍中央にとって、従来の認識を覆すものだった。東条たちは対応を講じることになったが、シャンをビルマに帰属させるなら、タイ国軍が占領している東端部をタイに割譲しなければならぬ。幸い大東亜省と外務省は、ピブーン首相の地位を強化するために割譲を後押ししていた⁴²⁾、チャイントンを通る仏印からの鉄道も、工費・工期がかかりすぎるので構想がしぼんでいた⁴³⁾。従って、東条たちは動きやすくなったはずである。だが、問題なのは南方軍だった。南方軍はタイの領土拡張に難色を示し、日本によるシャン領有の夢を捨てようとしなかった。

南方軍は 2 月 11 日の「「ビルマ」独立政府樹立要領」で、「「シャン」州ニ於テハ軍政ヲ継続スル」と定めており⁴⁴⁾、その後もこの方針を変えようとしなかった。タイ国駐屯軍司令官だった中村明人中将は、東条政権と南方軍（など）がシャンの扱いをめぐる^{あけと}対立し、正式発表の前日にも南方軍総参謀長の清水規矩予備役中将が東条に抗議の意思を伝えたことを記してい^{のりつね}

る⁴⁵⁾。南方軍総参謀副長だった稲田正純少将も、南方軍総司令官の寺内寿一元帥^{ひさいち}が、6州（チャイントン、マイントンとマレーの4州）の移譲について「ひどいお冠りで、何度か中央案に反対電がうたれた」と記している。7月に譲与が決まった時には、寺内が東条に「殊にピブンに領土を分与することに反対を唱えている自分に一言の挨拶もせず、まずバンコックを訪問してピブンに飴をしゃぶらせ、既成事実を自分につきつけるなど無礼至極」と憤慨していたという⁴⁶⁾。南方軍軍政総監部の榊原政春中尉も、4月にシャンを視察したが、日誌に領有・移民を当然とする意思を記している⁴⁷⁾。これらのように南方軍のシャン領有論は根深いものであり、東条政権は対応に苦しんだ。

だが、5月26日の大本営政府連絡会議で、海軍代表が「シャンは将来はタイにやると言明した方がよい」と述べた⁴⁸⁾。ここでいう「シャン」は前後関係からしてシャン東端部を指すはずである。海軍がこう述べたのは、テナセリム（ビルマ南東部）沿岸の大泊地がインド洋作戦の重要拠点になるために、同方面へのタイの領土要求を封じたいからだった。その代わりにシャン東端部をあてがおうとしたと見られる⁴⁹⁾。この発言に支えられて東条は、6月26日の連絡会議でいくつかの決断を下した。まず、シャン（東端部以外）とカレンニーをいずれビルマに帰属させるとした。シャン東端部については、タイの領有を認める声明を行うことにした。ただし、タンルイン（サルウィン）河東岸の中で、タイ国軍が実際に占領したチャイントン、マイントンだけを対象にした。北方のワ、マインルンネーなどは割譲しないことにした⁵⁰⁾。

東条は7月3日にタイに出向いてピブーン首相に移譲の件を伝え、翌4日に正式に発表した⁵¹⁾。さらに東条は、5日にシンガポールに移動してバモオに会った。そして、チャイントン、マイントンのタイへの移譲と、シャン、カレンニー、ワなどをいずれビルマに帰属させることを伝えた。外務省が前後の事情をまとめた「「マライ」及「シャン」地方ニ於ケル「タイ」国ノ領土ニ関スル日本国「タイ」国間条約」という書類によると、東条は（東端部の割譲について）バモオがかなり反発すると考えたが、意外にも抵抗は弱かったという。東条は8月18日の枢密院本会議でもそのように説明した⁵²⁾。実際、バモオも回想記に、（東端部の）割譲は歓迎されるものではなかったが、厄介の種がなくなって良かったと書いている⁵³⁾。ビルマ方面軍司令官に就任した河辺正三中将も7月16日の日誌に、バモオが（この措置を屈辱だと考えないで）「平気」だったと書いている⁵⁴⁾。前年のバモオの講演やタキン・トゥンオウッによる批判からしても、バモオはシャン、カレンニーの領有にあまりこだわらず、東端部についても関心が低かったことになる。東条もそのように認識して、後の手続きを進めていった。

なお、東条のタイ訪問の際、河辺は方面軍参謀長の中永太郎中將をバンコクに派遣し、意見具申をさせた。このことはシャン、カレンニーの帰属に無視できない影響を与えた。河辺は7月4日の日誌に、南方軍が「総理カバ、モーニ対シシヤン問題ヲ語ルコトノ否定ニ就テ予ノ意見ト同シコトヲ強調シ来ル」と伝えてきたと記している。実際には、河辺はシャン（東端部以外）とカレンニーのビルマ編入を望んでおり、日本領化を目指す南方軍とは意見にズレがあった（後述）。ところが、中は東条に、「ビルマは目下独立問題で微妙な時期であるから、この話は今しばらく切り出さないでもらいたい」と述べたようである⁵⁵⁾。この言い方では、東条はビルマ方面軍も南方軍と同様に、シャンの直轄支配を続けることを望んでいると感じたことだろう⁵⁶⁾。そしてそうであれば、8月1日に予定された「独立」に間に合うように、シャン、カレンニーをビルマに編入する合意を取り付け、手続きをするのはスケジュール的に難しかった。東条がシャ

ンとカレンニーを入れないままビルマを「独立」させたのは、ビルマ方面軍とのコミュニケーションギャップと時間不足が原因だったことになる。

3. シャン、カレンニーのビルマへの編入

(1) ビルマ編入の要望と連絡会議の転換

前記のように、河辺はビルマに戻ったバモオと 1943 年 7 月 16 日に会談したが、バモオに不満を看取できなかった。河辺は、これがビルマ人の一般的な感覚なのかを疑い、他の要人たちの様子を探った。河辺が得た 7 月 22 日の憲兵報告では、割譲で日本に怨恨を持つ者や、タイに足元を見透かされたとして日本を軽蔑するムードが生まれたという⁵⁷⁾。少し後になるが、『バマ・キッ』1943 年 8 月 31 日号（同紙はバモオ政府の広報紙）には、シャンのタイへの割譲が限定的だということを強調する記事が出ている。噂が乱れ飛び、割譲を不満とする者も現れていたのである。バモオ政府で森林相を務めたウー・フラペーは、後にシャンが戻ってきたことを本当に嬉しかったと語ったが⁵⁸⁾、彼もシャンをビルマの一部と考えていたことになる。結局バモオは、8 月 30 日に住民の不安を理由に、シャン（東端部以外）とカレンニーのビルマへの帰属を早めに公表するよう河辺と沢田廉三（ビルマ大使）に訴えた⁵⁹⁾。

河辺からすればこれは想定内の訴えだった。それに、河辺は 8 月 12 日にシャン州司政長官の井関隆昌予備役大佐と会談し、北シャンのボードウィン鉱山での製煉が 2 年ではできなくなったと聞いていた。同鉱山は鉛鉱石の世界的鉱山であり、鉛鉱は銃弾の原料として期待できた。だが、英国軍の空襲が始まった上、シャンに向けて輸送中のディーゼル発電機が海没するなど、先行きが不透明になりつつあった⁶⁰⁾。河辺はこのことで、シャンを日本が治め続ける理由が一つ減ったと考えたはずである。

沢田は 8 月 31 日に外務省にシャン、カレンニーの件で意見具申をしたが即座に拒否された。続いて河辺は 9 月 1 日に「強く」意見具申した。具申の原文は伝わらないが、シャン（東端部以外）だけではなく、シャン東端部についても、境界を曖昧にする提案をしたようである。だが、日本政府は 8 月 20 日にタイとの協定（チャイントン、マイントン、マレー 4 州の編入についてのもの）に調印したところであり難しい話だった。河辺は、シャン（東端部以外）、カレンニー、ワなどをビルマに即時編入することも求めた。陸軍省はこれを拒否したが、河辺は次善の策として「土侯」たちにラングーンを訪問させ、ビルマがシャンへの宗主権を持つ状況をつくり出そうとした。このように、河辺はシャンとビルマの一体化を模索し続けた。

河辺案を退ける陸軍省の返答は、1943 年 9 月 17 日にラングーンの日本大使館に伝わった。ところが翌 18 日になされた大本営政府連絡会議で話が覆り、シャン、カレンニー、ワのビルマへの編入を認め、1 週間後（9 月 25 日）までにビルマ側に条約締結を求めることになった。しかも東条（首相・陸相）は、条約から 60 日以内に移譲を済ませるつもりだった。つまり、11 月下旬までにこれらの地域をビルマ領にするというのである⁶¹⁾。バモオはビルマ帰属の公表を求めただけだったが、東条は 2 か月後に移譲することまでを決めようとしたのだった。

まさに急転直下だが、河辺は事態を動かしたのが「総理の一決」によると見た⁶²⁾。「マライ」及「シャン」地方ニ於ケル「タイ」国ノ領土ニ関スル日本国「タイ」国間条約」も、「陸軍側ノ

賛成ノ意嚮強ク」と説明している。陸軍の事務当局は前日に具申内容を退けていたのだから、確かに東条（首相・陸相）が主導して話を逆転させたと見るべきである。東条は7月29日の枢密院全員委員会では、シャンに関連して、大きくビルマ国民心を把握するのが肝要だと述べていた⁶³⁾。領土面でもビルマ人のプライドに配慮する必要があると考えていたわけである。そこに河辺（および沢田）の提案があり、経緯を整理したところビルマへの「復帰」を遅延させる積極的な理由がないことが明らかになった。そこで東条は、9月25日からビルマで始まる「独立祝賀会⁶⁴⁾」に間に合わせるという理由を設けて、同日までに条約を結ぶことにしたのである。

しかも東条は条約から60日以内に移譲を済ませることを求めた。沢田・河辺はそれでは余裕がなさすぎるとして90日に修正し、その条件でバモオの承諾を得た⁶⁵⁾。それを受けて東条は9月22日の枢密院本会議に諮り、90日以内に日本の統治を終わらせることを正式決定としたのだった。

（2）編入後の「土侯」制度について

本章の最後に、シャン、カレンニーのビルマへの編入後、これらの地域への日本の介入が制限されたのかという問題を検討する。ビルマへの編入時に特に問題になったのは、「土侯」制度の扱いだった。「マライ」及「シャン」地方ニ於ケル「タイ」国ノ領土ニ関スル日本国「タイ」国間条約」は、ビルマ領に編入するシャン、カレンニー、ワについて、「統治方式ハ土侯領トシテ特殊地域タルノ考慮ヲ加フルコト必要ニシテ」と書いている⁶⁶⁾。このことから、東条政権はシャン州政府の時代と同様に、「土侯」制度を急には改編せず「特殊地域」として扱おうとしたことになる。第1復員局が調整した「「ビルマ」ノ独立及独立後の状況」も、バモオ政府がビルマ編入後に県知事制を導入しようとするのを封じて、「当分ノ間現州長制度ヲ存続セシムルコトトセリ」と書いている⁶⁷⁾。

ただし河辺は、「土侯」制度を長続きさせるべきではないと一旦は考えた⁶⁸⁾。もっとも、それは調査を重ねた上での結論ではなかった。河辺は、西村長官に制度の維持が現実的だと論され、さらにニュウンシュエの「土侯」夫人からも自治の希望を聞いて考え直した。そして12月24日（編入の翌日）にバモオと会見した時に、シャン人が「State」（自治権を持つ）、「wait and see」（成り行きを見守る）という意識を持っていることを伝え、施政の参考にするように促した。ところがバモオの反応は鈍く、河辺は黙殺されたと考えた⁶⁹⁾。

シャンとカレンニーのビルマへの移譲は12月23日に行われた。中心都市であるタウンジーでの式典にバモオ政府からはウー・バウイン（内相）、タキン・ヌ（外相）らが出席した。この2人がシャン、カレンニーの正副の主務者になった。内相と外相に担当させたことは、バモオがシャンとカレンニーを半ば外国と見ていたことの現れでもあったろう。バウインは翌24日に、シャンとカレンニーの統治組織は従来のものを踏襲するが、そのうち大きく変えたと述べた⁷⁰⁾。河辺は26日の日誌でこの件に触れ、「土侯」たちに多少の動揺があったと記している。

さらにこの後の1944年1月下旬に、バモオ政府は将来的に「土侯」の権限を制限する政策を発表した。その内容は、「土侯」による徴税や労役の賦課を、将来的に副弁務官の許可制にする、賭博の寺銭についても副弁務官が定めるなどというものだった。これらは太田が典拠を明らかにしないまま述べた話だが⁷¹⁾、*Greater Asia*（読売新聞社がラングーンで発行していた英字紙）の1944年2月1日号に細目が載っている。「河辺正三日誌」1944年2月2日には、この件（シャンとカレンニーに対する「緬甸政府新処理」）に河辺が不満を持ったことが記されている。既に

別稿で述べたが、河辺はこの件を含めて諸事バモオ政府が政策を先行させていると嘆くことになった⁷²⁾。

以上のように、移譲後のシャンとカレンニーでは、「土侯」制度の早期改革方針が日本側の思惑に反する形で打ち出された。既にビルマ（本土）でも、日緬が共同でつくった「ビルマ国家基本法⁷³⁾」をバモオは実質的に改編しつつあった。バモオは1943年8月31日の「バーマズ・ニューオーダー・プラン⁷⁴⁾」で、自らの独裁を強調し、枢密院や憲法制定委員会を棚上げにしつつあった。バモオ政府は「バーマズ・ニューオーダー・プラン」もシャンやカレンニーに広げるという立場をとっていた⁷⁵⁾。シャンとカレンニーの統治は日本軍の手を離れて動き始めたのである。

4. 結論

以上の分析に若干の情報を追加して小括する。まず、シャンとカレンニーの日本領化は、1942年に陸軍中央のレベルで真剣に構想されたものだった。ただしそれは、住民がビルマとシャンを一体のものと考えていないという思い込みにもとづくものだった。東条政権は1943年1月のビルマへの「独立」付与声明の時にも、シャンとカレンニーをビルマに帰属させる考えを持っていなかった。それが、2月中旬の磯村第15軍参謀副長の報告によって誤解に気づいた。そこで東条政権は、シャンとカレンニーをビルマに帰属させるべく調査を始めたが、南方軍が領有にこだわり続けた。筆者はかつて、1942年初期以来南方軍が占領者意識を持ち、東南アジアの「独立」に反対したことを指摘した⁷⁶⁾。その後東条政権は南方軍を人事異動で揺さぶりビルマの「独立」を認めさせたが、シャンについては領有論が根強く残っていたのである。結局東条は、海軍の支持を得て南方軍を押し切ることにし、1943年6月末にシャン東端部のタイへの割譲と残りの地域のビルマ帰属を決めた。それらをピブーンとバモオに伝えたのは7月3～4日と5日だった。ビルマの「独立」（8月1日）まで日がなく、しかもビルマ方面軍はビルマ人に配慮してシャンの分割・併合の先延ばしを主張していた。東条は方面軍の真意をにわかに理解できず、ひとまず「独立」ビルマにシャン、カレンニーを編入するという発表を避けたのである。

それでも、バモオが河辺にシャンとカレンニーの編入を発表するように求めると（8月30日）、日本側は素早く動いた。河辺は次善の策としてシャン（東端部以外）とカレンニーのビルマ編入が必要だと考えており、バモオの意見を陸軍中央に取り次いだ。陸軍省は乗り気ではなかったが、結局、東条（首相・陸相）の鶴の一声で編入を認めることになった。しかも東条は、編入を発表するだけでなく60日で移譲を完了させようとした。それはとても無理だったので90日に延ばされ、12月末に移譲が完了したのだった。筆者は、東条や河辺が委ねられる部分を現地（人）に任せる「新政策」の推進者だったと考えているが、シャンとカレンニーについても彼らが率先して動いたのである。のみならず、シャンとカレンニーの移譲は名目的なものに終わらず、バモオの介入を統治制度の根本について認めることになった。

結局、シャン東端部のタイへの割譲のように、東条政権がビルマの体面を傷つけることをしたのは事実である。だが、それが全てではなく、東条政権は「新政策」に舵を切った後、南方軍を抑えてシャンとカレンニーの移譲を推進した。さらに、バモオの訴えを受けると、すぐに対応して必要な措置をとったのだった。シャンとカレンニーの移譲の件は、筆者がこれまで述

べてきた「新政策」論を補強するものと言えよう。

なお、本分析で、「独立」や自主・自立に対する「抵抗勢力」としての南方軍の姿を再確認した。何が現地政権への権限移譲を妨げたのかという問題を明らかにするためにも、同軍とその機能を継続して分析する必要がある。

注

- 1) 拙著『「大東亜共栄圏」の「独立」ビルマ』、2020年、ミネルヴァ書房。
- 2) 拙稿「バモオ小伝：「独立」ビルマのアディパティ（国家代表）」、高綱博文・関智英・門間卓也編『帝国とグレーゾーン』、2023年予定、勉誠出版。
- 3) 太田常蔵『ビルマにおける日本軍政史の研究』、1967年、吉川弘文館。シャン、カレンニーの分離の件は326～329頁などを参照。1944年1月の「新施策」は398～399頁を参照。
- 4) 村嶋英治「タイの歴史記述における記念顕彰本的性格：1942～43年におけるシャン州外征の独立回復救国物語化をめぐる」、『上智アジア学』17号、1999年。
- 5) 村嶋は、防衛庁防衛研修所戦史室編『ビルマ攻略作戦』（1967年、朝雲新聞社）の記述の欠を日本軍の参謀たちの日誌で補って、タイの意図を浮かび上がらせている。
- 6) 大堀宙「「大東亜共栄圏」における「民族」と「自決」：タイの「失地回復」とビルマ・シャン州をめぐる」、『人民の歴史学』210号、2016年。
- 7) 参謀本部編『杉山メモ・下：大本営・政府連絡会議等筆記』、1967年、原書房。
- 8) 「河辺正三日誌」（防衛省防衛研究所戦史研究センター蔵、史料番号は中央一作戦指導日記—266～270）。「田中新一日誌（昭17.6.10～7.15）」「同（昭17.7.15～8.26）」（中央一作戦指導日記—29、30）。「真田穰一郎日誌（昭17.1.30～3.29）」「同（昭18.2.15～4.25）」（中央一作戦指導日記—49、57）。
- 9) これらの経緯については、外務省調査部『ビルマの統治機構・上』（1942年、外務省調査部）の101、339～341、379頁などを参照。
- 10) Do. bəma əsi: əyoun: thəmain: pyu. zu. ye: əp'wε., *Do. bəma əsi: əyoun: thəmain:*（我らビルマ人協会の歴史）, Rangoon, 1976, Sapebei?man, p.216, 464, 486, 545.
- 11) Myanmar. s'osheli? lan: zin pati, *Tain: yin: dha: mya: i. neje. s'an. jinye: thəmain:*（土着民族の反帝国主義運動の歴史）, Rangoon, 1974（初版1971）, Myanmar. s'osheli? lan: zin pati, p.276. 同書はシャンの人々の政治意識が育たなかった理由として、図書館が少なかったことをあげている。
- 12) Bo Kun Pyu, “Cundo thi. tho: Thək'in Aun S'an:（私の知っているタキン・アウンサン）”, *Myawadhi* 8（9）, 1960: 235-236. 1940年2月のラングーンでのエピソード。
- 13) 『ビルマ攻略作戦』、527頁。第15軍司令官だった飯田祥二郎中将の回想による。
- 14) シャン州政庁の設置については「緬甸軍政史」（防衛省防衛研究所戦史研究センター蔵、史料番号は南西—ビルマ—68～71）の424頁などを参照。
- 15) 「真田穰一郎日誌（昭17.1.30～3.29）」、1942年3月23日の記事。
- 16) 「タイの歴史記述における記念顕彰本的性格」、38、45頁。

- 17) 『杉山メモ・下』、1942年5月9日のシャンに関する論議は120～123頁を参照。
- 18) 企画院・大東亜建設審議会編、明石陽至・石井均解題『大東亜建設審議会史料・4』、1995年復刻、龍溪書舎、84～85、123～124頁（第8部会の部分）。
- 19) 榊原政春『一中尉の南方軍政日記』、1998年、草思社、1942年10月3日の記事（312頁）。
- 20) 佐藤は1943年2月12日の陸軍省課長会報で、「仏印ヨリ泰ヲ通ラズシャンステートへ行く鉄道」と説明している（「金原節三日誌（昭18.1.26～4.13）」、防衛省防衛研究所戦史研究センター蔵、中央一軍事行政その他—627）。
- 21) 「田中新一日誌（昭17.7.15～8.26）」、1942年8月21日の記事。
- 22) 「タイの歴史記述における記念顕彰本性格」、46頁。
- 23) 日本軍は、ワの北部で住民工作を行った（森正信『秘境・雲南』、1967年、原書房。丸林久信『秘録 特務諜報工作隊』、1971年、番町書房。田中博厚『ビルマ作戦回想録：第三十三軍情報参謀の祈伏』、2002年、新栄堂、280～292頁などを参照）。だが、関与は限定的であり、シャンのフマインヨーの郡長が遠征を志願した時にも武器を渡さなかった（『ビルマ作戦回想録』、298頁）。一方、英国が、ワの北方のコンチャウンの領主に武器を提供していたことが知られる（英国国立公文書館蔵、FO643-11-4C1, (Internal Affairs) Shan States Affairs）。
- 24) 斎藤弥平太遺族編『追憶斎藤弥平太』、1994年、斎藤弥平太遺族、316頁。
- 25) 谷藤の周囲との軋轢について、加藤等が「シャン州日記抄」で示唆している（伊東貢編『シャン州回顧録』、1978年、ビルマ・シャン州会、243頁）。「河辺正三日誌」の1943年4月17日にも、「谷藤少将ノ件」が再び問題になったという記事がある。
- 26) 長官人事や軍政組織の整備については、「緬甸軍政史」の417、426～431、488頁や、『シャン州回顧録』を参照。同書が長官たちに触れた部分は、8、85、155、242～244頁など。
- 27) 成松俊男「シャン州山官雑記帳」、『シャン州回顧録』、102頁。
- 28) 「大東亜共栄圏」における「民族」と「自決」、45頁。
- 29) 国分正三「世界地図に無い国 シャンステートと有望事業」、『植民』7巻9号、1928年。同「最近のビルマ」（『政界往来』11巻11号、1940年、189～190頁）。小西干比古編、国分正三著『シャン地方植民論』、1943年（原著1927年）、南洋経済研究所。国分が見習った大江卓の持論については、大江卓「（講演）緬甸雲南地方視察談」（『東邦協会々報』168号1909年）や、雑賀博愛『大江天也伝』（1926年、大江太）の665～676頁を参照。
- 30) 山田秀蔵「ビルマ雑感」、『汎交通』43巻4号、1942年4月、55～56頁。同「ビルマの現状並に将来」、『日本と世界』187号、1942年5月、52～54頁（ただしこれはシャンに限定した話ではない）。同「ビルマの資源開発と集団移住」、『皇道世界』18巻2号、1944年2月、16、19頁。同『ビルマの生活』、宝雲舎、1944年4月、149頁。
- 31) 「田中新一日誌（昭17.6.15～7.15）」、1942年6月13日の記事。
- 32) 「田中新一日誌（昭17.7.15～8.26）」、1942年8月21日の記事。
- 33) 「大東亜戦争作戦記録・8」、文庫—依託—271。田中が1963年に日誌をもとに書いたもの。
- 34) 「榊田正夫日誌」、1942年8月21日の記事（防衛省防衛研究所戦史研究センター蔵、中央一戦争指導重要国策文書—778）。
- 35) 南方軍の榊原政春中尉も、1942年10月2日、3日、1943年4月19日などの日誌にこのような立場で記事を書いている（『一中尉の南方軍政日記』、310、312、342頁）。

- 36) 「『大東亜共栄圏』における「民族」と「自決」、45 頁。
- 37) 土生勤「中田隊長とシャン時代の雑感」、『シャン州回顧録』、63 頁。「シャン州山官雑記帳」、99～100 頁。
- 38) 「横山明日誌」、防衛省防衛研究所戦史研究センター蔵、南西—ビルマ—111。
- 39) 「(仮タイトル) 1942 年 9 月 20 日・ラングーン教員訓練所の開所式でのバモオの演説」、9 頁。
この冊子はバモオや大臣たちの演説を収めたもの。表紙はなくビルマ語で書かれている。個人的にコピーを入手した。
- 40) 桑野福次『ある商社員と大東亜戦：徴用軍属ビルマ日記』、1988 年、旺史社、1943 年 1 月 29 日の記事（283～284 頁）。
- 41) 「真田穰一郎日誌（昭 18.2.15～4.25）」、1943 年 2 月 18 日の記事。
- 42) 軍事史学会編『機密戦争日誌・上』、1998 年、錦正社。1943 年 2 月 17 日の記事（353 頁）。
- 43) 佐藤は 1943 年 2 月 12 日の陸軍省課長会報で、「仏印ヨリ泰ヲ通ラズシャンステートヘ行ク鉄道 25 年 7 億円 大ナル望ハナシ」と説明した（「金原節三日誌（昭 18.1.26～4.13）」）。
- 44) 明石陽至編・解説『榊原家所蔵 南方軍軍政総監部関係文書・2』、2004 年、龍溪書舎、19～20 頁。
- 45) 中村明人『ほとけの司令官：駐タイ回想録』、1958 年、日本週報社、74、78 頁。
- 46) 稲田正純「寺内元帥と東条首相」、上法快夫編『元帥寺内寿一』、1978 年、寺内寿一刊行会、77～78 頁。
- 47) 『一中尉の東南アジア軍政日記』、1943 年 4 月 19 日（342 頁）。
- 48) 『杉山メモ・下』、403～405 頁。
- 49) 泊地の件は、『ビルマ攻略作戦』の 247～250 頁を参照。しかもこの時期、北アフリカの枢軸軍が降伏したために、英海軍がインド洋方面に出てくる可能性が高まっていた。これに対して大本営陸海軍部の参謀たちは、1943 年 5 月 27 日から 31 日まで、インド洋方面での英海軍の攻勢に備えて協議を重ねた（防衛庁防衛研修所戦史室編『大本営海軍部・連合艦隊・4』（1970 年、朝雲新聞社、228～230 頁）。
- 50) 以上『杉山メモ・下』、432～434 頁。
- 51) この時の詳細はアジア歴史資料センター蔵、レファレンスコード Ref. B02032443100 の「「マライ」及「シャン」地方ニ於ケル「タイ」国ノ領土ニ関スル日本国「タイ」国間条約」を参照。この史料は、タイへの領土移譲の経緯を外務省がまとめたもの。
- 52) ただし、Ref. B04013494800 の「「シャン」地方等ニ於ケル「ビルマ」国ノ領土ニ関スル日本国「ビルマ」国間条約」によると、バモオは「民衆ニ了解セシムルニハ相当ノ工夫ヲ要スベシ」と漏らしていたという。
- 53) Ba Maw, *Breakthrough in Burma: Memoirs of a Revolution, 1939-1946*, New Haven and London, 1968, Yale University Press, pp.323-324。同書には日本語訳（バー・モウ著、横堀洋一訳『ビルマの夜明け』、1973 年、太陽出版）がある。
- 54) 「河辺正三日誌」、1943 年 7 月 16 日。
- 55) 『ビルマ攻略作戦』、539 頁。中永太郎中將の回想による。
- 56) 「河辺正三日誌」、1943 年 7 月 6 日にも、バンコクから帰ってきた中が、「シヤン州問題ニ就テハ昭南ヨリ来リ迎ヘル総参謀長ヨリモ同様意見申込ミタルモ遂ニ受ケ付ケサリシ」と述べ

- たという記事がある。東条はビルマ方面軍と南方軍が「同様意見」だと認識した可能性が高い。
- 57) 「河辺正三日誌」、1943年7月22日。
- 58) Khin, U, *U Hla Pe's Narrative of the Japanese Occupation of Burma* (Southeast Asia program data paper, no. 41), Ithaca. 1961, Cornell University, p.38.
- 59) 以下、「河辺正三日誌」、1943年8月30日、31日、9月1日、7日、17日と、「「シャン」地方等ニ於ケル「ビルマ」国ノ領土ニ関スル日本国「ビルマ」国間条約」と、軍事史学会編『機密戦争日誌・下』（1998年、錦正社）の1943年8月31日（418頁）による。
- 60) 「河辺正三日誌」、1943年8月12日。この頃のボードウィン様子は、拙稿「日本占領期のビルマ・ボードウィン鉱山について」（『京都教育大学紀要』125号、5頁など）を参照。
- 61) 『杉山メモ・下』（455～457頁）と、アジア歴史資料センター、Ref. B02032946000のうち、沢田廉三大使から重光葵外相への1943年9月20日の電報を参照。
- 62) 「河辺正三日誌」、1943年9月19日。
- 63) 「東条英機大将言行録」、1943年7月29日の記事（伊藤隆・広橋真光・片島紀男編『東条内閣総理大臣機密記録』、1990年、東京大学出版会、513頁）。
- 64) 同祝賀会については、『朝日新聞』1943年9月26日号や、『バマ・キッ』1943年9月29日号や、*Greater Asia* の1943年9月26日号が言及している。「河辺正三日誌」の1943年9月25日にも記載がある。
- 65) 沢田廉三大使から重光葵外相への1943年9月20日の電報を参照。
- 66) Ref. B02032443100。
- 67) 防衛省防衛研究所戦史研究センター蔵、南西一軍政一131、南西一ビルマ一695。前者は「陸軍軍政ノ概要」の一部。
- 68) 「河辺正三日誌」、1943年12月17日。
- 69) 「河辺正三日誌」、1943年12月18日、24日。
- 70) 『バマ・キッ』1943年12月28日号。
- 71) 注3)を参照。
- 72) 拙稿「(研究展望) 太平洋戦争と東南アジア占領：研究の現状とこれから」、『日本史研究』718号、2022年、60頁。
- 73) 同法については、『ビルマにおける日本軍政史の研究』、563～567頁を参照。制定にあたり北沢直吉（ビルマ大使館の参事官に就任）が助言していた（読売新聞社編『昭和史の天皇・8』、1969年、読売新聞社、12頁）。
- 74) ビルマ語では「バマーナインガンダー・キッティッ・スィーマンゲイン (Bəmanaingando K' i?thi ? Simangein:)」、邦訳すると「ビルマの新時代の計画」。ミャンマー国立公文書局蔵、資料番号10/1130、「(仮タイトル) 司法省関係文書・1943～1944年」などに収録されている。
- 75) 『バマ・キッ』1943年12月25日号。*Greater Asia* の1944年2月1日号。
- 76) 拙著『日本占領とビルマの民族運動：タキン勢力の政治的上昇』、2003年、龍溪書舎、174～177頁。

本研究はJSPS 科研費 JP20K00979 の助成を受けたものです。